
第3章 計画の内容

基本目標Ⅰ 個人が尊重されるまちづくり

市民一人ひとりが、お互いに人としての尊厳を重んじ、家庭生活をはじめ、地域や職場、学校など、社会のあらゆる場面において助け合いながら、自分の目標や理想を実現できる社会の基盤は、人権の尊重によって確立されます。

この計画の最も基本的な目標として「個人が尊重されるまちづくり」を掲げ、男女共同参画社会の基盤づくりをめざします。

〈現状と課題〉

個人の尊重、法の下での平等は、日本国憲法において保障されており、市では、全ての男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざして様々な施策に取り組んでいます。

しかし、職場や地域社会などの多くの場において、男女間の不平等を実感することもまだ多いようです。又、様々なハラスメント(※)やドメスティック・バイオレンス(※)、虐待など、女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人などの社会的に弱い立場にある人々への暴力や人権侵害への対策が課題となっています。

又、近年では経済格差の拡大が問題になっています。女性の貧困率はほとんど全ての年代において男性よりも高く、特に高齢単身世帯や母子家庭において高い現状を踏まえると、高齢者やひとり親世帯の経済的な自立を支援するきめ細かな対応が求められています。

生涯にわたって健康を維持することは容易なことではありません。ライフスタイルの変化などに伴い自分自身の健康管理がおろそかになることも多いようです。

特に女性の妊娠・出産・子育て期は、女性の健康や生活にとっての大きな節目であり、心身ともに安心して子どもを産み育てることができる支援体制の充実が求められます。

又、男女がお互いの身体的性差を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持つことは男女共同参画社会の実現にとって重要なことです。教育においても性をタブー視するのではなく、正しい知識を提供することで子どもが心身ともに健全に成長する環境を整備する必要があります。

※ハラスメント

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に相手の意思に反して行われる言動のこと。(セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなど)

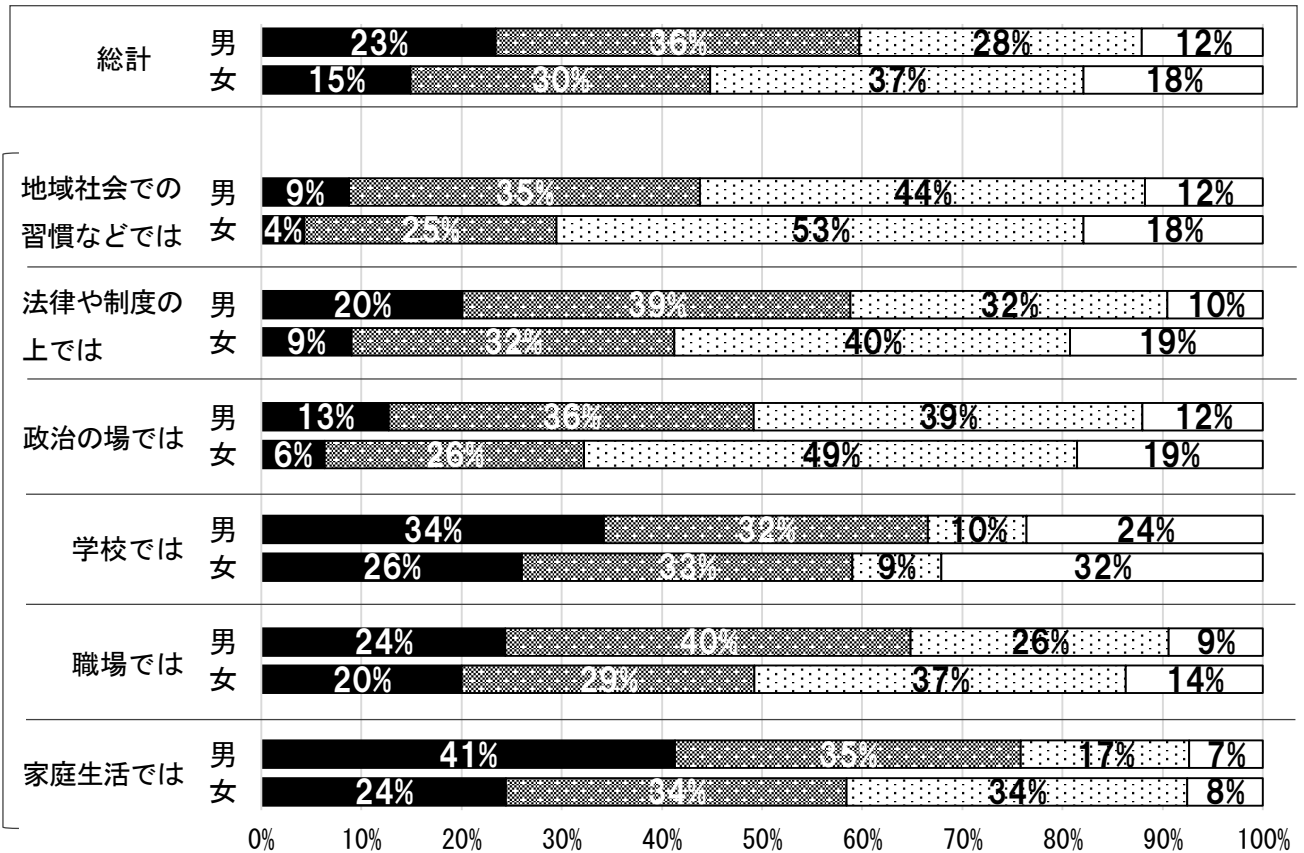
※ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる肉体的、精神的な暴力のこと。

【問】社会のいろいろな場面において、男女平等になっていると思いますか

(平成28年人吉市市民意識調査)

■平等である ■平等になりつつある □平等ではない □わからない

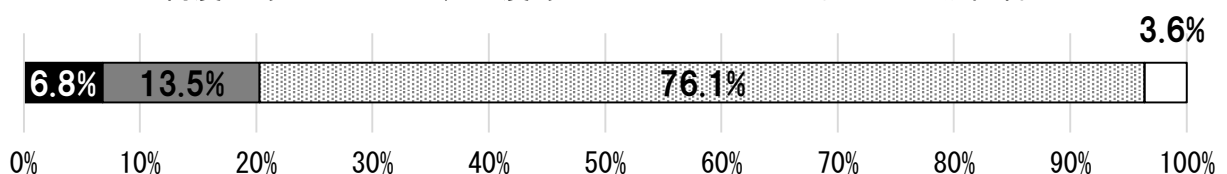


社会のなかでも、「家庭生活」や「学校」では男女平等になっている・なりつつあるという回答が6割を超えた半面、「地域社会での習慣など」では平等感が低くなっています。私たちが暮らす地域のなかで、いまだ男女平等でないと感じている人が多くいることが分かります。又、相対的に女性のほうが男性より不平等感を感じていることが表れています。

【問】配偶者からの暴力被害経験の有無

(平成26年度男女間における暴力に関する調査(内閣府))

■何度もあった ■1, 2度あった □まったくない □無回答



配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力(ドメスティック・

バイオレンス（DV）は、被害者を女性には限定していませんが、その多くが女性です。

調査結果などから、少数の人だけが被害を受けているのではなく、男女の5人に1人が被害を受けている(受けたことがある)ことが分かります。

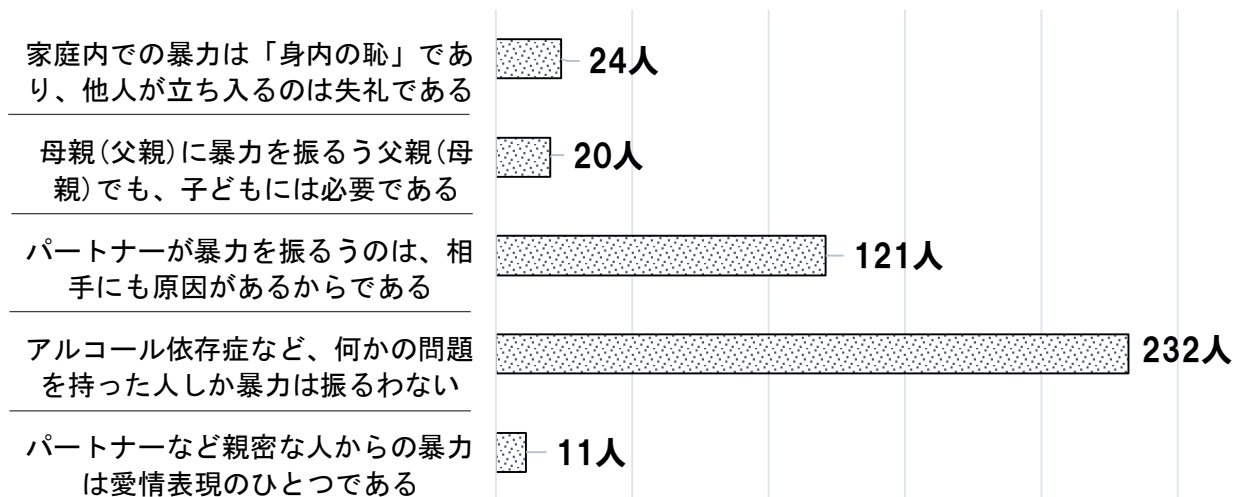
又、暴力の原因としては、「夫が妻に暴力を振るうのはある程度は仕方がない」といった社会通念、「妻に収入がない場合が多い」といった男女の経済的格差など、個人の問題として片付けられないような構造的問題も大きく関係しています。

被害者は、実際に暴力を受けたパートナーだけではなく、子どもに暴力を目撃させることは子どもへの虐待です。その子どもが暴力に接することによって様々な心身の症状が表れることもあります。さらに、暴力を目撃しながら育った子どもは感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを学習することもあります。

暴力を振るう加害者には一定のタイプなどはなく、年齢、学歴、職種、年収に関係がないといわれています。加害者が暴力を振るう理由は様々あると考えられますが、その背景には社会における男尊女卑の考え方の残存があると言われてしています。

【問】 夫や恋人からの暴力についてどう思いますか。

(平成28年人吉市市民意識調査)



人吉市市民意識調査からも、暴力を振るうのはある一定のタイプの人であるとの認識を持っている人が多いことが分かります。

パートナーに対する暴力は、誰もが被害者に、あるいは加害者になる可能性があり、絶対に許すことができない人権侵害であるということを全ての人が認識する必要があります。

基本方針 1 人権の尊重

「人吉球磨人権教育・啓発基本計画」を基本に、男女共同参画社会の基盤となる、差別や偏見のない、明るく健全な社会づくりをめざします。

さらに、様々な困難な状況に置かれている人々が、安心して日常生活を送り自立した社会生活ができるように、男女共同参画の視点に立った環境整備に努めます。

重点分野 男女の人権の尊重

主要施策 人吉球磨人権教育・啓発基本計画に基づく広報・啓発活動の推進			
No	具体的取組	内容説明	主な担当課
1	男女共同参画の視点に立った人権教育・啓発	学校、校区公民館、事業所等において研修会や啓発活動を実施し、男女共同参画の視点に立った、人権教育・啓発を充実させます。	社会教育課 自治振興課

重点分野 誰もが安心して暮らせる環境の整備

主要施策 高齢者・障がい者とその家族、外国人等が安心して暮らせる環境の整備			
No	具体的取組	内容説明	主な担当課
2	高齢者・障がい者の総合的な支援を行う地域ネットワークの充実	高齢者・障がい者の権利擁護、虐待防止、認知症への対応等、総合的な支援を行い、高齢者・障がい者とその家族が安心して暮らせる環境を整備します。	高齢者支援課 福祉課
3	障がい児放課後・夏休みデイサービスの充実	障がい児を抱える家族の負担軽減を図るとともに、児童・生徒の自立意識の養成と生活環境への対応を支援するため、放課後等のデイサービスの充実を図ります。	福祉課
4	在住外国人や帰国子女等への支援	在住外国人が直面する子育てや就労等に関する悩みごと、文化や習慣の違いから生じる様々なトラブルを解消するため、相談会や地域住民との交流機会を提供し、日本の生活習慣や地域の暮らしになじみやすい環境づくりを進めます。	社会教育課 学校教育課

重点分野 生活上の困難に直面する男女への支援

主要施策 生活困難世帯への支援			
No	具体的取組	内容説明	主な担当課
5	ひとり親世帯等への就労支援	ひとり親世帯の親が、就業に結びつく可能性の高い講座を受講する際の経費助成や、資格取得のために一定期間修業する場合の訓練促進費を支給し自立支援を行います。	福祉課

6	ひとり親世帯等に対する生活支援	就学・就労や疾病等の理由で、ひとり親世帯が一時的に介護や保育のサービスが必要となった場合に、支援員の派遣等により生活支援や子育て支援を行います。	福祉課
---	-----------------	--	-----

基本方針 2 あらゆる暴力の根絶

人の生命をも脅かす危険性のあるドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどの根絶に向けて、家庭や地域、職場、学校に対する啓発を徹底し、暴力は重大な人権侵害であり犯罪行為であることを、誰もが認識を持つことによって、暴力を許さないまちづくりを推進します。

重点分野 暴力、虐待、ハラスメント等の根絶

主要施策 暴力防止・予防対策の強化			
No	具体的取組	内容説明	主な担当課
7	ハラスメント防止の広報・啓発	職場や地域、家庭等、あらゆる場面でのハラスメント等の防止及び、ハラスメント等の相談窓口周知徹底等の啓発活動を行います。	自治振興課 商工振興課
8	子どもに対する暴力防止及び、被害を受けた子どもに対する支援体制の充実	人吉市要保護児童対策及びDV対策協議会を中心に、未然防止のための啓発活動を推進します。 同時に学校現場において、いじめ等あらゆる暴力の被害を受けた児童・生徒に対して、専門家による支援体制を充実させます。	福祉課 学校教育課

主要施策 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶			
No	具体的取組	内容説明	主な担当課
9	暴力の未然防止のための教育・啓発	配偶者や交際相手（デートDV）、子供、高齢者等への暴力防止について、広報紙、ホームページ等を活用して広く市民に啓発するとともに、職員出前講座等で市民の学習機会の充実を図ります。	福祉課
10	DVの発見・相談体制の強化	女性福祉相談員等に気軽に相談できる体制の構築を図ります。	福祉課
11	被害者の安全な保護体制の充実と自立支援	人吉市要保護児童対策及びDV対策協議会を中心に、関係者の連絡・相談、対象者へのきめ細やかな支援体制を強化します。	福祉課

基本方針 3 生涯を通じた健康への配慮

年齢や性差を考慮した、きめ細かな健康支援に重点的に取り組み、市民一人ひとりが、生涯を通じて自らの健康管理に努める環境づくりをめざします。

重点分野 健康支援体制の充実

主要施策 母子保健サービス等の充実			
No	具体的取組	内容説明	主な担当課
1 2	母子保健事業の拡充	子育て世代包括支援センター（母子保健型）として、乳幼児健診や育児相談、訪問等を通して、乳幼児の健全な発育・発達を支援するとともに、両親の心身の健康維持と、育児不安などの様々な悩みに対して適切な助言を行い、健康支援体制を充実させます。	保健センター

主要施策 生涯を通じた健康教育の推進			
No	具体的取組	内容説明	主な担当課
1 3	健康教育の推進	男女の生活・自活能力を高め、健全な食生活を実現するために、農業体験等の食農教育や、料理教室等を通じた健康教育を推進します。	農業委員会 福祉課 保健センター 学校教育課
1 4	学校保健の充実	男女がお互いの性について理解を深め、望まない妊娠や性感染症を防ぐための正しい知識や、喫煙、飲酒や薬物乱用に起因する健康被害に関する正しい情報を提供し、児童・生徒が心身ともに健全に成長するための教育を行います。	学校教育課 保健センター

基本目標Ⅱ 社会と家庭をつなぐまちづくり

女性も男性も、お互いの立場を理解し合い、協力し合える社会の仕組みが整ってこそ、男女がともに喜びと責任を分かち合うことのできる、男女共同参画社会が形成されます。

女性への支援はもとより、男性にとっても仕事やその他の社会生活と家庭生活との両立が可能となる社会的気運の醸成を急ぎ、男女ともに生きやすい社会の形成をめざします。

〈現状と課題〉

人吉市市民意識調査においては、「男女共同参画社会、ワークライフバランス」などの用語の認知度が目標値を上回るなど、徐々に男女共同参画社会への意識付けができてきたといえます。

しかし、女性が仕事を持つことについては、「女性が結婚したら仕事を辞め、子育てが終わってから働くほうがよい」と答えた人が3割を、「女性は家庭に支障がない範囲で働くほうがよい」と答えた人が7割を超えており、固定的な性別役割分担意識(※)が解消されていない現状があります。

国では、「平成32年までに指導的地位に女性が占める割合を30%程度とすること」を目標に女性の参画拡大を進めており、平成27年には「女性活躍推進法」を公布・施行しました。

現在、職場や地域社会などで女性が多くの分野に進出し、様々な活動を担っていますが、その意思決定の場への参画が遅れています。又、本市における各種審議会や委員会などの女性の登用率について、平成28年度の目標値30%に対し、実績値は23%と依然として低い結果になっており、引き続き積極的に取り組む必要があります。

又、男女を問わず人がその個性と能力を十分に発揮するためには、仕事やその他の社会生活と家庭生活との調和が欠かせません。

男性中心型の労働慣行である長時間労働などの働き方は、女性に結婚や妊娠、出産などで継続して働くことを困難に、又、長時間労働を強いられる男女に対して、地域生活や家庭生活への参画を困難にしています。働き方の改革などへの支援を行うことで、今までの労働慣行を見直す必要があります。

又、男女とも働きながら育児や介護ができる環境を整備するため、子育てや介護サービスのさらなる充実を図るとともに、就業規則の整備をはじめ、職場における積極的な取り組みを支援します。

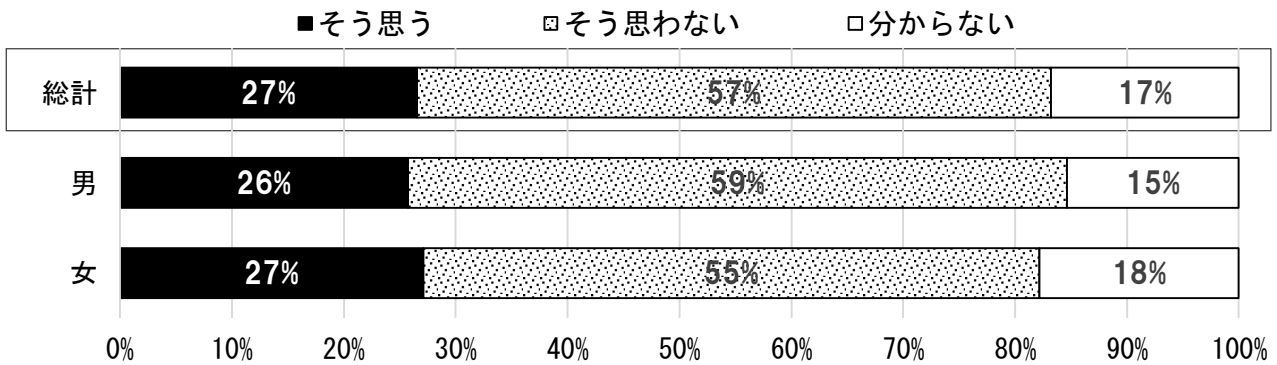
※固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性・女性という性別を理由として役割を固定的に分けることをいいます。

「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的な業務」などは固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

【問】 男女差別があってもやむをえないと思いますか

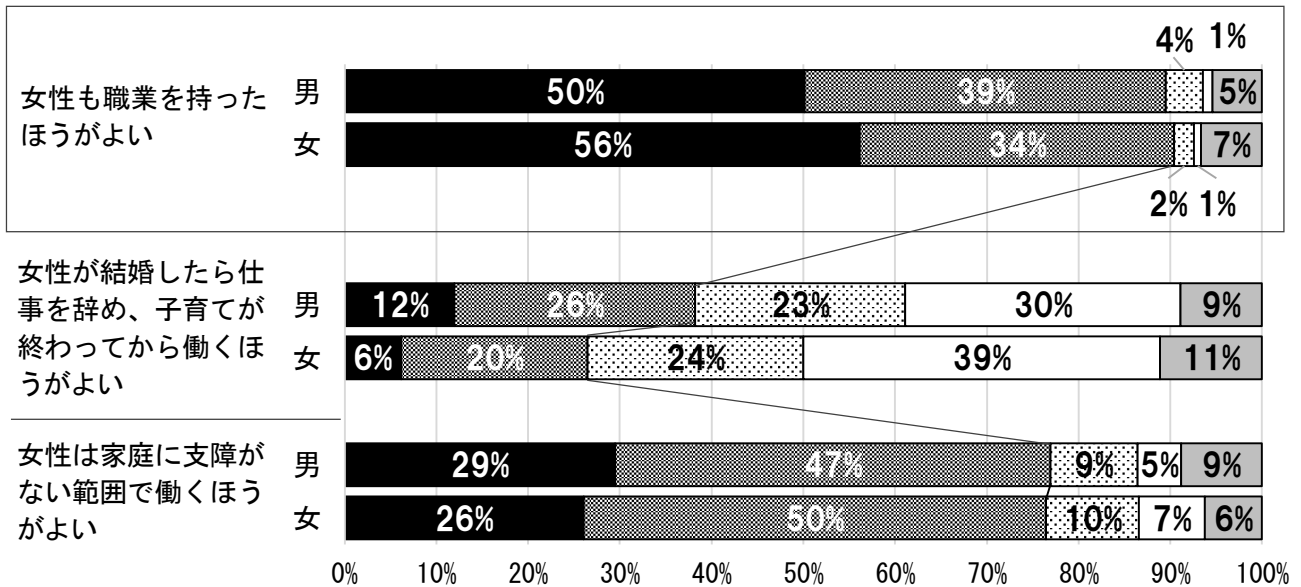
(平成28年人吉市市民意識調査)



【問】 女性が職業を持つことについてどのように考えていますか。

(平成28年人吉市市民意識調査)

■ そう思う
 ▨ どちらかというと思わない
 □ 分からない
 ■ どちらかというと思おう
 □ そう思わない



「男女差別があってもやむをえない」という考え方が、男女ともにいまだ一定数あるようです。

又、「女性も職業を持ったほうがよいか」の問いに、9割以上が「そう思う・どちらかといえばそう思う」と回答していますが、反面「家事・育児」に支障がない働き方を女性に求めている人が、男女ともに多くいることが分かります。男女ともに性別による固定的役割分担が根強く意識付けられているようです。

基本方針 1 固定的性別役割分担意識の解消

家庭や地域、職場における固定的な性別役割分担意識の解消をめざして、市民、事業者などへの啓発を強化します。

さらに、次代を担う子どもたちに男女共同参画社会づくりを推進する学習を充実させ、将来の進路や仕事、結婚、家庭生活などで、多様な選択ができるよう指導の充実を図ります。

重点分野 地域や職場における取組推進

主要施策 男女共同参画の実態把握			
No	具体的取組	内容説明	主な担当課
15	推進状況調査とその公表	地域や職場における制度や慣行等、男女共同参画を取り巻く本市の現状を調査・分析し、市民、事業者へ公表することで、課題克服に向けた積極的な取組について、理解と協力を求めます。	自治振興課
16	屋外広告等の実態調査	男女共同参画推進審議会等が中心となり、屋外広告や表示物の現況を調査し、男女共同参画を阻害する要因となる有害広告等の実態把握を行います。	自治振興課

主要施策 広報・啓発活動の推進			
No	具体的取組	内容説明	主な担当課
17	職員研修の定期開催	市職員を対象とした研修会や情報提供等を定期的に行うことで、職員の意識高揚と推進計画への主体的な取組を促します。	自治振興課 総務課
18	講演会・セミナー等の開催	市民や企業へ向けた講演会やセミナー等を開催し、男女共同参画に対する市民の意識高揚と、推進計画への積極的な取組を促します。	自治振興課 社会教育課
19	メディアにおける広報・啓発活動	報道機関の協力を得ながら、男女共同参画に関する適正な情報提供に努めます。又、人権や性別に偏らない表現への配慮等、男女共同参画の視点に立った報道について、関係機関の理解と協力を求めます。	自治振興課

重点分野 教育における男女共同参画の推進

主要施策 男女平等を推進する教育・学習の充実			
No	具体的取組	内容説明	主な担当課
20	思春期保健事業の実施	中学校とのタイアップで性教育を実施し、男女交際や行動選択について統計や実話を交えた話をする事で、互いに相手を尊重し、かつ自分を大切にしたい行動をとる気持ちを育てます。	保健センター
21	男女共同体験学習の実施	小・中学生が乳幼児や高齢者と触れ合う、体験実習の場を提供します。	学校教育課

主要施策 多様な生き方を選択できる教育・学習の推進			
No	具体的取組	内容説明	主な担当課
22	子どもを取り巻く環境の充実	進路指導において、男女の違いによる職業選択の自由が損なわれることのないよう配慮するとともに、事業所における職場体験やインターンシップを通じて、子ども自身が、将来を見通した自己形成ができるよう、キャリア教育の充実を図ります。	学校教育課
23	男女共同参画に関する生涯学習の機会提供	公民館主催の生涯学習講座として、男性のための料理教室や、介護等のテーマを取り上げ、家庭や地域において、男女ともに役割を担う意義や必要性について学習する機会を提供します。	社会教育課

基本方針2 あらゆる分野での男女共同参画の推進

自営業における女性の地位向上、事業所における女性の登用拡大を図るため、男女の意識・行動改革支援に取り組みます。同時に男女ともに働きやすい職場環境の整備に向けた啓発を強化します。

又、防災・災害復興などの分野に男女それぞれの立場に立った視点を入れるため、女性の参画を推進します。

重点分野 政策・方針決定過程への女性の登用拡大

主要施策 審議会等委員への女性の登用拡大			
No	具体的取組	内容説明	主な担当課
24	審議会等委員における女性の登用拡大	各課・局が所管する審議会や各種委員会等の委員選任にあたり、女性の登用30%をめざすとともに、根拠規程等の見直しを進めます。 又、各種計画の策定や実行委員会等を組織する際の委員選任についても、男女の比率が均等になるよう配慮します。	全課・局共通

重点分野 産業において女性の能力が発揮される環境の整備

主要施策 事業所における取組支援			
No	具体的取組	内容説明	主な担当課
25	事業所におけるポジティブ・アクションの推進	ポジティブ・アクション(女性の登用、職域拡大等、積極的な改善措置を講じること。)が推進されるよう、各事業所に対して具体的な手法や模範事例等を紹介し、企業における積極的な取組を支援します。	商工振興課 総務課

主要施策 自営業者等における取組推進			
No	具体的取組	内容説明	主な担当課
26	自営業における家族従業員の就業環境整備	自営業における仕事と家庭の役割分担に配慮し、家族全員があらゆる社会活動に参加できるよう、機関誌等を通じた広報を行い啓発に努めます。	商工振興課 農業振興課 農業委員会
27	農林業の家族経営等における従業員の就業環境整備	農林業の家族経営や小規模事業者における、仕事と家庭の役割分担に配慮し、家族全員があらゆる社会活動に参加できるよう、従業員条件を明確にした家族経営協定締結の啓発と普及に努めます。	農業振興課 農業委員会
28	女性オペレーターの育成	農機具等の操作方法等について、女性を対象とした講習会を開催し、女性農林業従事者の技術力向上に取り組みます。	農業振興課 農業委員会

重点分野 雇用等における男女の均等な機会と待遇の確保

主要施策 男女の働き方の見直し			
No	具体的取組	内容説明	主な担当課
29	継続就業・再就職支援	結婚や出産を機に離職した女性や、介護を機に離職した男女の就職相談等を開催し、継続就業や再就職を支援します。	福祉課
30	多様な働き方への取組推進	ノー残業デーの実施、短時間勤務制度の導入、育児・介護休業制度を就業規則に明記するなど、仕事と生活の調和を重視する事業所の取組を促し、制度の積極的な活用を推進します。	商工振興課 総務課

重点分野 防災・災害時・復興時等における男女共同参画の推進

主要施策 防災・災害復興対策分野における女性の参画拡大			
No	具体的取組	内容説明	主な担当課
31	防災対策・避難所の運営・災害復興等への女性の視点の確保	防災用物資の備蓄、避難計画等の検討、避難所の運営、復興計画の検討等に女性の参画を促進します。	防災安全課

基本方針 3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランスの推進)

子育てや保育サービスを充実させ、男女ともに仕事と生活のバランスを保ちながら、いきいきと暮らせる社会の実現をめざします。

又、家事や育児、介護などに積極的に関わる男性を支援するため、地域や職場をはじめとする啓発活動を強化し、男女の意識改革と社会的気運の醸成をめざします。

重点分野 仕事と家庭、その他の活動との両立支援

主要施策 育児支援の充実			
No	具体的取組	内容説明	主な担当課
3 2	両親学級の推進	母性意識を高め、親子の健康管理に役立てることを目的とした母子手帳交付に際して、父親を含めた両親学級を開催することで、妊娠期から夫婦で子育てに関わる意識の高揚を図ります。	保健センター

主要施策 保育サービス等の充実			
No	具体的取組	内容説明	主な担当課
3 3	病児・病後児保育の充実	病児・病後児の預かり保育に対応できる病児・病後児保育事業について、対応できる医療機関等の増加を含めた拡充を図り、保護者の子育てと就労の両立支援体制の充実につなげます。	福祉課
3 4	ファミリーサポートセンター事業の充実	保育サポーター養成講座を開催し、ファミリーサポートセンターひとよし等において、子育て支援を担う人材を育成することで事業を拡充させます。	福祉課
3 5	地域の子育て支援機能の充実	子育て中の保護者と子どもたちが、地域の方と気軽に交流できる場を提供し、仲間づくりや子育ての悩みに関する相談・助言を行うとともに、公民館において講座を実施するなど、安心して子育て・子育てができる、地域の子育て支援機能を充実させます。	福祉課 社会教育課
3 6	放課後児童健全育成	保護者が仕事等の理由で放課後家庭にいない、小学校に就学している児童に対して、学童クラブにおいて適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を支援します。	福祉課

主要施策 男性の参画支援			
No	具体的取組	内容説明	主な担当課
37	男性の家事育児参画支援	男性を対象とした料理教室や子育て支援セミナー等の開催を通して、家事や育児に積極的に関わる男性を支援します。	福祉課 社会教育課
38	男性の育児休業の取得推進	イクボス（職場で働く部下やスタッフの育児や介護等の生活を考慮し、個人の人生と企業の業績両方を成立させることをめざす上司）の育成のための啓発を行い、男性が育児休業を取得できる環境づくりを推進します。	商工振興課 総務課

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現した社会

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会

1 就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

2 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

3 多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章より

基本目標Ⅲ 市民との協働でひらくまちづくり

地域を形成する多様な人材が結集し、市、市民、事業者との協働によって持続力を高めながら、男女共同参画のまちをともに切り開いていくことを、本計画の最終目標に掲げて推進します。

〈現状と課題〉

男女共同参画は、全ての人にとって必要な政策であるにもかかわらず、その必要性や意義について理解されにくく、又、具体的な効果も見えにくいことから、国においても国民的広がりを持った広報・啓発活動を課題の一つとしています。

本市においては、庁内推進体制組織として、各部・局の課長級以上で構成する推進会議・幹事会を設置し、計画の進行管理と着実な推進に努めてきました。

平成22年度には推進条例を制定するとともに、市が実施する男女共同参画施策の調査審議機関として人吉市男女共同参画推進審議会を設置し、男女共同参画社会の形成の促進に関する総合的な推進体制を整備しました。

市民の意見を幅広く市政に反映させるため、市が設置する各種審議会等委員の選任に際しては、一部公募制を取り入れています。今後も継続して協働の主体となる人材や団体などの育成が必要です。

又、女性や高齢者をはじめ、地域における多様な人材の知識と経験を生かし、防災や環境保全などの地域課題に対して、身近な地域で迅速に対応できるネットワークを構築し、地域力を高めることも必要です。

人吉市市民意識調査では女性の地位向上のために市においてどのような施策が必要と思うかという問いに対して「育児・介護休業制度を普及させる」「女性の雇用促進を図る」「保育所・学童保育などの施設を充実させる」という回答が多く選択されています。事業所との連携強化や、雇用、保健、福祉など様々な分野での支援が必要とされています。

このような現状を踏まえ、あらゆる分野の施策と連動しながら総合的に推進する第2次基本計画を引き継ぎ、男女共同参画社会づくりに向けた、社会的気運を早期に高めなければなりません。

加えて、我が国の男女共同参画政策が、国連をはじめとする国際的な女性の地位向上への取組と連動して推進されてきたことから、本市においても、国際的協調を推進条例の基本理念の一つに掲げています。本計画においても、男女共同参画に関連する国際的な動向を見据え、交流や国際理解教育などを通じて、国際的視点に立った施策を推進する必要があります。

人吉市の男女共同参画推進体制

人吉市男女共同参画推進会議

会長：副市長、副会長：教育長

- ◇人吉市男女共同参画推進計画に関すること。
- ◇男女共同参画社会の形成に向けた施策の総合的かつ効果的な推進に関すること。
- ◇その他男女共同参画社会の形成に関すること。

幹事会

課長級以上の職員

推進会議の所掌事務の具体的事項について、効果的に啓発推進する。

男女共同参画推進員

各課等の課員

人吉市男女共同参画推進計画を効果的に推進する。

人吉市男女共同参画推進審議会

審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申するとともに、必要な意見を述べることができる。

- ◇男女共同参画推進計画の策定及び変更に関すること。
- ◇男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況に関すること。
- ◇人吉市男女共同参画推進条例(平成22年人吉市条例第17号)第18条第1項に規定する苦情及び相談に関すること。
- ◇前に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する重要なこと。

男女共同参画をめぐる国際的な指標

日本は「長寿で健康な生活」「知識」「人間らしい生活水準」によって人間開発の達成度を示す「人間開発指数(HDI)」では188か国中17位と上位ですが、その人間開発指数の男女の格差を表す「ジェンダー開発指数(GDI)」は、55位まで下がっています。

又、女性から人間開発の可能性を奪うものとして、教育格差や妊産婦の死亡率、若年女性の出生率など、貧困問題に関係の深い基礎的な部分を重視した「ジェンダー不平等指数(GII)」の順位が21位であることと比べ、女性の政治・経済参画度の低さ、賃金や高等教育就学率の男女格差が影響する「ジェンダー・ギャップ指数(GGI)」では低い順位となっています。

「ジェンダー不平等指数」が過去最低の順位であったことと「ジェンダー・ギャップ指数」とのランクの差において、国の開発レベルに比べ男女平等の進まない日本の現状が表れています。

人間開発指数 (HDI)

17位/188か国 (2015年公表)

順位	国名	HDI 値
1	ノルウェー	0.949
2	オーストラリア	0.939
2	スイス	0.939
4	ドイツ	0.926
5	デンマーク	0.925
5	シンガポール	0.925
17	日本	0.903

人間開発とは人々が生産的かつ創造的な人生を開拓できる環境を創ることです。1に近いほど個人の基本的選択肢が広い、つまり人間開発が進んでいます。

※1

ジェンダー開発指数 (GDI)

55位/160か国 (2015年公表)

順位	国名	GDI 値
1	ウクライナ	1
1	フィンランド	1
3	フィリピン	1.001
3	タイ	1.001
5	スロベニア	1.003
55	日本	0.97

人間開発における男女格差を表すもので、男女別の人間開発指数の比率で示されます。男性優位(1以下)、女性優位(1以上)どちらも反映されます。

※2

ジェンダー不平等指数 (GII)

21位/159か国 (2015年公表)

順位	国名	GII 値
1	スイス	0.04
2	デンマーク	0.041
3	オランダ	0.044
4	スウェーデン	0.048
5	アイスランド	0.051
21	日本	0.116

国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするものです。

※3

ジェンダー・ギャップ指数 (GGI)

114位/144か国 (2017年公表)

順位	国名	GGI 値
1	アイスランド	0.878
2	ノルウェー	0.83
3	フィンランド	0.823
4	ルワンダ	0.822
5	スウェーデン	0.816
114	日本	0.657

経済分野、教育分野、保健分野、政治分野の各種データから算出される、男女格差を図る指数です。

※4

※1, 2, 3 国連開発計画(UNDP) Human Development Report 2015 より作成

※4 世界経済フォーラム(WEF) The Global Gender Gap Report 2017 より作成

※ジェンダー

生物学的な性差に「男性だからこうあるべき、女性だからこうあるべき」というような、社会的・文化的に要求される役割などを付加した社会的な性差のこと。

基本方針 1 推進体制の強化

各課・局が所管する全ての事務事業に男女共同参画の視点を盛り込み、全庁的に取り組みます。

又、働く男女の地域活動への参画支援を強化します。併せて、身近な地域において、共同の主体となるリーダーの育成や、男女共同参画を支える拠点となる活動の支援を行い、男女共同参画社会づくりの裾野を広げます。

重点分野 市の推進体制の強化

主要施策 総合的な推進体制の整備			
No	具体的取組	内容説明	主な担当課
39	推進会議・幹事会の組織機能強化	市が実施するあらゆる事務事業に男女共同参画の視点がいかされ、施策に反映されるよう、庁内推進体制としての推進会議・幹事会において徹底した進行管理を行い、計画の着実な推進に向けた体制を強化します。	自治振興課
40	男女共同参画の視点に配慮した計画書等の作成	市が計画書を策定する際には、高齢者や障がい者、子ども、外国人等あらゆる男女の立場に配慮し、男女共同参画の視点を反映させます。 又、広報紙やホームページをはじめ、出版物等を作成する場合は、男女の人権や青少年保護を考慮した表現方法やイラストの選択をします。	各課・局共通

重点分野 男女で担う地域活動等の推進

主要施策 働く男女の地域活動への参画支援			
No	具体的取組	内容説明	主な担当課
41	男女の地域活動等への支援	働く男女が、町内会や子ども会、PTA等の地域活動に主体的に関わる環境づくりを進めるため、事業所等を通じた啓発を行います。	自治振興課

主要施策 男女共同参画の拠点となる活動への支援			
No	具体的取組	内容説明	主な担当課
42	男女共同参画の拠点的活動への支援	地域に根ざした各種支援活動を行う団体等について、情報提供等の必要な支援を行い、男女共同参画社会の担い手となる人材や団体を育成します。	自治振興課

重点分野 人材等の育成

主要施策 市政への積極的な参画支援			
No	具体的取組	内容説明	主な担当課
4 3	審議会等における公募制の導入	市が設置する審議会や計画策定等に伴い組織する委員の選任にあたり、内容等が公募に適しているものについて、公募制を推進します。	各課・局共通

主要施策 地域リーダーとなる人材・活動への支援			
No	具体的取組	内容説明	主な担当課
4 4	地域リーダーの育成	県が主催する男女共同参画社会づくり地域リーダー育成研修参加者に対し、参加費の助成や研修後の活動支援を行い、地域リーダーとして活躍できる人材を育成します。	自治振興課
4 5	市民ボランティアの育成	市が実施する各種事業の経験者やボランティア養成講座等の受講者に活動の場を提供することで、地域人材の育成につなげます。	各課・局共通

基本方針 2 国際的協調

次世代を担う若者の国際感覚を磨き、国際基準の男女共同参画の視点を養います。

多種多様な文化・習慣の違いを理解する「多文化共生」の視点に立った施策を推進することで、多様性を認め合い尊重する社会づくりをめざします。

重点分野 国際的概念、動向の把握、情報発信

主要施策 国際理解教育、国際交流の推進			
No	具体的取組	内容説明	主な担当課
4 6	講座、セミナー等の開催	A L T（外国語指導助手）をはじめとする、人吉・球磨管内在住外国人と市民との交流機会を提供し、世界各国における男女共同参画の現状について理解を深め、国際感覚を養います。	社会教育課

第4章 計画に掲げる指標

男女共同参画社会の形成状況を把握するため、5年後の推移を調査する各種データです。

指標		現況	目標値 (H34)	所管課等	
基本目標Ⅰ 個人が尊重されるまちづくり					
人権の尊重					
1	1	人権相談窓口の認知度	59%	70%	自治振興課
	2	人権が尊重されていると思う人の割合(男女平均値)	38%	70%	自治振興課
	3	男女平等だと思う人の割合(男女平均値)	18%	60%	自治振興課
あらゆる暴力の根絶					
2	1	DV被害相談窓口の認知度	56%	70%	自治振興課
	2	DVを正しく理解している人の割合	—	60%	自治振興課
生涯を通じた健康への配慮					
3	1	食育関連事業参加者数	306人 /1年	360人 /1年	農業委員会 保健センター 福祉課
基本目標Ⅱ 社会と家庭をつなぐまちづくり					
固定的性別役割分担意識の解消					
1	1	「男女共同参画社会」という用語の認知度	82%	90%	自治振興課
	2	中学生の職場体験受入事業者数	98事業所 /1年	110事業所 /1年	学校教育課
あらゆる分野での男女共同参画の推進					
2	1	審議会等委員に占める女性の割合	23%	30%	全課・局共通
	2	市役所の管理的地位にある職員(課長級以上)に占める女性の割合	9%	20%	総務課
仕事と生活の調和					
3	1	病児・病後児保育事業実施箇所数	1カ所	2カ所	福祉課
	2	男性の家事育児参画支援講座等の開催数	2回/1年	5回/1年	全課・局共通
基本目標Ⅲ 市民との協働でひらくまちづくり					
推進体制の強化					
1	1	市広報、その他メディア等への男女共同参画社会づくり推進の記事等掲載の回数	2回/1年	5回/1年	全課・局共通
	2	熊本県男女共同参画社会づくり地域リーダー育成研修受講者数	1人/1年	2人/1年	自治振興課
国際的協調					
2	1	海外研修等への青少年派遣数	6人/2年	6人/1年	社会教育課
	2	国際交流・国際理解教育講座への参加者数	49人/1年	60人/1年	社会教育課